

# 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け契約書

譲渡運輸株式会社(以下、甲と称す)と

譲受運輸株式会社(以下、乙と称す)は、

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けについて、下記のとおり契約する。

## 記

- 第1条 甲は自己の経営する一般貨物自動車運送事業(以下本件事業と称す。)の権利義務を乙に譲渡し、乙はこれを譲受けるものとする。
- 第2条 第2条譲渡し及び譲受け金額は、営業権を無償とし、車両等の金額については、別紙明細表のとおりとする。
- 2 前項の金額の支払い方法は、本件事業の譲渡し及び譲受けが認可になりたる日より30日以内に乙は甲に全額を支払うものとする
- 第3条 第3条本件事業の譲渡し及び譲受けが認可になり、譲渡し、譲受けを行う日の前日迄に発生する未収金及び未払金は甲の権利義務とする。
- 第4条 譲渡し及び譲受けに関する手続きは、乙において行うものとする。
- 第5条 本契約の効力は、本件事業の譲渡し及び譲受けが認可になったときに発生するものとする
- 第6条 本契約締結の日より、本件事業の譲渡し及び譲受けの成立迄に天災その他の不可抗力により本件事業の譲渡し及び譲受けに関し、著しい変動があったときは、再度甲・乙協議して契約を変更あるいは解除することができる。
- 第7条 本契約に規定なくとも、本契約に必要な事項及び譲渡し、譲受けに関する手続きについては、甲・乙誠意をもって実行する。
- 第8条 本契約履行のために必要な経費は、甲・乙協議のうえこれを処理する。
- 第9条 本契約は、本件事業について主務官庁の認可を得ることができない場合は、本契約締結の日に遡り効力を失う。この場合、支出したる費用は前条の規定による。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

譲渡人(甲)

〇〇県〇〇市〇〇△-△-△  
譲渡運輸 株式会社  
代表取締役 譲渡 太郎

印

譲受人(乙)

〇〇県〇〇市〇〇△-△-△  
譲受運輸 株式会社  
代表取締役 譲受 太郎

印